

令和5年度日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成コース

開催要項

1. 目的 総合型地域スポーツクラブの創設や運営に必要な能力を有する人材を養成するため、クラブ運営のノウハウや経営管理などの専門的な事項に関する講習会を開催する。
2. 主催 公益財団法人長崎県スポーツ協会
長崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
3. 後援 長崎県教育委員会
長崎県文化観光国際部スポーツ振興課
4. 日時 令和5年10月28日(土) 9時～17時
令和5年10月29日(日) 9時～17時
5. 会場 長崎県営野球場 第1会議室
住所:長崎県長崎市松山町 2-5
電話:095-845-2083
6. 行程 (別紙日程表参照)
<1日目>
9:00～9:20 受付
9:20～9:30 開講式
9:30～12:30 講義:「地域スポーツクラブとは/地域スポーツクラブの現状」
13:30～17:30 講義:「クラブのつくり方(ケーススタディ含む)」

<2日目>
9:00～12:00 講義:「クラブマネジャーの役割」
13:00～17:00 講義:「クラブの運営(ケーススタディ含む)」
17:10～18:10 検定試験
7. カリキュラム 共通科目 I および専門科目により構成される

<共通科目 I>(45時間)

科目名	時間数
第1章 コーチングを理解しよう	45h
第2章 グッドコーチに求められる医・科学的知識	
第3章 現場・環境に応じたコーチング	

<専門科目>:(35時間)※本講座(集合)

科目名	時間数		
	集合	自宅学習	計
地域スポーツクラブとは	3h	4.5h	7.5h
地域スポーツクラブの現状			
クラブマネジャーの役割	3h	4.5h	7.5h
クラブのつくり方	8h	12h	20h
クラブの運営			
計	14h	21h	35h

8. 検定試験 日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格の取得を希望する方は、検定試験に合格する必要があります。検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施します。この講習会は、専門科目の講習・検定です。共通科目については、別途共通科目 I 講習会を受講する必要があります。
- ※共通科目 I 講習会の受講費用につきましては、18,040 円(受講料:15,400 円+リファレンスブック代(電子版):2,640 円)でございます。
9. 受講条件 4 月 1 日時点満 18 歳以上
10. 定員 定員 30 名(※県外在住者の方もご参加いただけます。)
11. 参加費用 【テキスト代以外は、10月28日(土)に受付にて徴収いたします。】
3,750 円(テキスト代:2,100 円 検定試験受験料:550 円 受講管理料 1,100 円)
※テキスト代については、後日テキストと一緒に請求書を送付いたします。ご確認ください。
12. 申込方法 インターネットサービス「指導者マイページ(<https://my.japan-sports.or.jp/login>)」のアカウント登録手続きを行い、指導者マイページから本講習会の申込手続きを行うこと。
 <共通科目 I>マイページから「共通科目 I 講習会」へ申込を行う。
 <専門科目>マイページから「アシスタントマネジャー」へ申込を行う。
 ※指導者マイページへの登録方法および専門科目講習会への申込方法は、以下 URL をご参照ください。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2023/AM_senmonkamoku_jyukou_manual.pdf
 ※共通科目 I 講習会への申込方法は以下 URL をご参照ください。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2023/AM_jyukou_manual.pdf
- 受付期間:9月29日(金)まで
13. 登録・認定 以下のとおり
- (1) 所定の書式による資格取得申請書を提出してください。
 - (2) 公認アシスタントマネジャーとして認定されるには、所定の登録手続き(登録内容の確認及び登録料の納入)が必要となります。登録手続きが完了した方は、公認アシスタントマネジャーとして認定されます。認定者には、日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という。)から「認定証」、「登録証」が発行されます。
 - (3) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヵ月前までに、JSPO の定める研修を受ける必要があります。

14. 注意事項 以下のとおり

- (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しないものとします。
- (2) 受講者としてふさわしくない行為（日本スポーツ協会関連規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは日本スポーツ協会指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の処分に関連する諸規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しません。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 又は実施団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSPO 又は実施団体等ではその責任は負いません。

15. その他

同一年度に他の JSPO 公認スポーツ指導者資格の受講申し込みはできません。
JSPO 公認スポーツ指導者資格を有する者（スポーツドクター、デンティスト、スタートコーチを除く）、免除適応コース修了証明書を有する者は共通科目 I の講習・試験がすべて免除となります。